

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月25日

札幌市長 様

提出者

住 所 060-0808

北海道札幌市北区北8条西5丁目

氏 名 国立大学法人北海道大学

総長 寶金 清博

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 011-706-3369

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国立大学法人北海道大学 札幌キャンパス
事業場の所在地	北海道札幌市北区北8条西5丁目
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	81 学校教育
② 事業の規模	学生数 17,313人
③ 従業員数	8,765人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・引火性廃油・廃油（特定有害） 焼却→残さを埋立処分または再生利用 ・廃酸・廃アルカリ 中和・焼却→残さを埋立処分または再生利用 ・感染性廃棄物 焼却→残さを埋立処分 ・廃水銀 焙焼→残さを埋立処分または再生利用 ・汚泥（特定有害） 焼却→残さを埋立処分または再生利用

(日本工業規格 A列4番25)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物管理責任者：
施設部環境配慮促進課長



廃棄物担当：環境マネジメント担当



各部局等の廃棄物担当

- ・産業廃棄物の排出状況の把握
- ・産業廃棄物処理計画及び実施報告書の作成
- ・委託契約の締結
- ・マニフェストの交付・管理
- ・各種報告等
- ・その他産業廃棄物処理に関する事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組)		
	・分別により感染性廃棄物の減量に努めている。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(今後実施する予定の取組)		
	・引き続き分別等により排出量の減量に努める。 ・試薬・実験器具の購入は必要最小限とするよう周知する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・実験廃液は有機系廃液6区分（廃油等）・無機系廃液6区分（一般重金属廃液等）に分類している。 ・化学物質取扱の手引きにより廃液の分類方法を周知している。 ・化学物質管理システムにより廃液内容物の管理を行っている。 ・実験廃棄物の分別について学内の掲示・周知を行っている。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き学生・教職員へ、廃液の分類・廃棄物の分別について周知を行う。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	再生利用業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組)		
	・法で定める委託基準に従って、必要な許可を持った処理業者に委託している。		

(第5面)

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	別紙のとおり
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き法で定める委託基準に従い、必要な許可を持った処理業者に委託する。 ・可能な限り優良認定処理業者を選定する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビニル廃棄物を除く。)	153.269 t	
	(今後実施する予定の取組等) 引き続き電子マニフェストにより特別管理産業廃棄物の処理を行う。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙

令和5年度 特別管理産業廃棄物排出量

① 現状

単位:トン

産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	pH2.0以下の廃酸	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
排出量	0.014	1.698	2.038	0.189	37.194	53.124	41.404	0.016	17.578	0.009	0.005
全処理委託量	0.014	1.698	2.038	0.189	37.194	53.124	41.404	0.016	17.578	0.009	0.005
優良認定処理業者への処理委託量	0.014	1.698	2.018	0.189	23.617	52.33	41.404	0.016	17.578	0.009	0.005
再生利用業者への処理委託量			0.063	0.16	13.601	0.794				0.009	
認定熱回収業者への処理委託量	0.014		0.175	0.025		0.119		0.016	0.011		0.005
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					20.155						

② 計画

単位:トン

産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	pH2.0以下の廃酸	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
排出量	0.014	1.6	2	0.18	37	53	41	0.016	17	0.009	0.005
全処理委託量	0.014	1.6	2	0.18	37	53	41	0.016	17	0.009	0.005
優良認定処理業者への処理委託量	0.014	1.6	2	0.18	23	52	41	0.016	17	0.009	0.005
再生利用業者への処理委託量			0.063	0.16	13	0.79				0.009	
認定熱回収業者への処理委託量	0.014		0.17	0.025		0.11		0.016	0.011		0.005
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					20						